

糖尿病等で簡易穿刺器具を用いた血糖値の検査を受けられた方へ

○ 微量採血用穿刺器具（血糖値の測定等における微量採血を目的とする穿刺針を装着するために用いる器具）については、針及びその周辺部分（キャップ）について厚生労働省の通知により複数人への使用をしないよう注意勧告（平成18年3月）がなされており、また本年6月にその使用について過去に遡り、使用状況の全国調査がなされております。

○ 当院における使用状況は、平成10年3月から平成19年11月までの間で、主に糖尿病のお子さんを対象に、簡易血糖検査（微量採血用穿刺器具を用い指先等からの微量採血により、血糖値を測定する検査）の目的で用いておりました。その際針は、1回使用毎に交換し、針の周辺部（先端部の保護具；キャップ）はその都度アルコール消毒を徹底していました。

なお、同器具の使用による感染事例は日本国内では報告されておらず、感染の可能性は極めて低いものと考えられています。

○ 当器具を複数人に対して使用した可能性がある方を、カルテ等から特定し、対象者（55名）の方には、6月16日に郵送で通知し、肝炎等の検査をご案内しております。

○ この問題につきまして、多くの方に、ご不安、ご心配をかけていることにつきお詫び申し上げます。

問い合わせ先
事務局医事係（092-713-3111）